公 告

電子入札による事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、高知市契約規則(昭和 40 年規則第 4号)第5条の規定に基づき公告する。

令和7年10月27日

高知市長 桑 名 龍 吾

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工 事 名 南海中学校南側防球ネット改修工事
 - (2) 工 事 場 所 高知市長浜 5, 235 番地
 - (3) 工 事 概 要 【防球ネット】

防球ネット改修 一式

- (4) 工事日数 90日
- (5) 予 定 価 格 事後公表する。
- (6) 最低制限価格 有(事後公表する。)
- 2 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。
- 3 本工事は週休2日制モデル工事(受注者希望型)対象の工事である。
- 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項 別紙のとおり

別紙

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- / 10 - 2 / 10 - 2 / 0 / 10 - 2 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 /						
入	札参	加 形	態	単体		
地	域	要	件	高知市内に主たる営業所(本社)を有する者		
業			種	とび・土工・コンクリート工事		
格	付	等	級	公告日時点における格付等級がC、B、A又はD級の者(ただし、D級については、		
				公告日時点の格付にかかる経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書におけると		
				び・土工・コンクリート工事の2年(又は3年)平均完成工事高 700 万円以上)		
許	可	区	分	特定又は一般		
施	工	実	績	次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者		
				1 平成22年4月1日以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。		
				2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。		
				3 受注形態が単体又は出資比率 15%以上の共同企業体であること。		
				4 防球ネットの設置を含む工事であること(実績については、発注時の工種は問わ		
				ない。)。		
配	置力	支 術	者	次の要件をすべて満たす者		
				1 本工事の許可業種に係る建設業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術		
				者として従事するための資格要件を満たす者(監理技術者として従事する場合は、		
				とび・土工・コンクリート工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修		
				了証を有する者であること。)		
				2 雇用については、入札資格要件確認の時点で雇用されていること。なお、請負代		
				金が 4,500 万円(建築一式工事にあっては 9,000 万円)以上となる場合は配置技術		
				者は専任で配置することとし、公告日の3か月以上前から申請者との雇用関係が継		
				続している者であること。		
手	持	工	事	手持ち工事の状況による条件は設定しない		

2 参加申請・入札日程等

参 加 申 請	事後審査型制限付き一般競争入札実施要領(以下「要領」という。)第7項の規定			
	に基づき、入札に参加を希望する者は入札書提出期限までに入札書類を提出すること			
	で参加意思を示すものとする。			
	なお、入札書提出後、開札日時までに辞退を申し出る場合は、あらかじめ高知市総			
	務部契約課に対し、辞退する旨を口頭により申し出た上で、入札辞退届を高知市総務			
	部契約課に FAX 又は持参により速やかに提出すること。			
設計図書の閲覧	期 間 令和7年10月27日8時30分から開札日時まで			
	場 所 高知市役所本庁舎 3 階契約課			
電子データの閲覧	期 間 令和7年10月27日から開札日まで			
	場 所 高知市総務部契約課ホームページ			
質疑の受付回答	受 付 期 間 令和7年10月27日8時30分から同年11月4日12時00分まで			
	場 所 高知市役所本庁舎 3 階契約課			
	提 出 方 法 FAX 又は持参によること (郵送は認めない。)。			
	回答時期 令和7年11月7日			
	回答方法 回答日から入札書の提出締切日まで高知市役所本庁舎3階契約課に			
	おいて閲覧に付するとともに、高知市総務部契約課ホームページに			
	掲載する。			
入 札 方 法 等	本工事は高知市電子入札運用基準に基づき、高知市電子入札システムで行う。			
	提 出 書 類 1 入札書(システム入力による) 2 工事費内訳書			

	提出書類	令和7年11月10日 8時00分から		
		令和7年11月12日 17時00分まで		
	受付期間	質疑回答を確認の上、提出すること。		
開札	開札日時	令和7年11月13日 9時45分		
	開札場所	高知市役所本庁舎3階契約課		
確認書類の提出	提出期限	提出を求められた日から起算して2日以内(閉庁日を除く。)		
(落札候補者のみ)	場所	高知市役所本庁舎 3 階契約課		
	提出書類	入札資格要件確認書		
		速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。		
	提出方法	持参に限る。		
落 札 決 定	確認書が提出された日から起算して2日以内(閉庁日を除く)に落札者を決定			
入札保証金	高知市契約規則	第8条第2号該当により免除		
契約の保証	必要			
契約条項を示す場所	高知市役所本庁舎 3 階契約課			

3 消費税及び地方消費税について

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額にて入札すること。

4 入札時積算数量書活用方式の適用

(1) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時 積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加すること を通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入 札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出 や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- (2) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- (3) 受注者からの請求による(1)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する請負代金内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- (4) (1)の協議(発注者が請求する場合も含む。)は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入 札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目(設計図書において施工条件が明示され た項目を除く。)を除く。
- (5) (1)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

5 請負代金内訳書の提出

- (1) 入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した受注者は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示した請負代金内訳書を、契約後5日以内に、発注者に提出しなければならない。(商号又は名称、住所、工事名及び法定福利費を記載すること。)
- (2) 請負代金内訳書は、4(3)の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

6 その他

- (1) 入札参加者は、「高知市建設工事等競争入札心得(電子入札用)」(平成27年9月1日施行)及び高知市電子入札運用基準(平成27年9月1日施行)を遵守すること。
- (2) 入札参加手続を行った者の間において、要領第4項第6号の基準に該当する場合は、入札参加資格を認めない。また、開札後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準に該当する者の入札を無効とする。 なお、当該無効入札を行った者は再度入札に参加することができない。
- (3) 本工事に係る設計業務等の受託者(受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者は入札参加資格を認めない。
- (4) 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内での入札者がいない場合は、高知市電子入札運用基準第 13条第3項の規定に基づき、本工事の開札手続終了後、再度入札を行う。再度入札を行う場合は、その旨 を入札参加資格者に電子入札システムにより(紙入札者が参加する入札においては電子入札システム以外のその他適切な手段による)通知する。
- (5) 落札候補者が提出期限までに入札資格要件確認書を提出しないとき、又は入札参加資格を有しないと認められる場合は、失格となる。
- (6) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して10日以内に契約を締結すること。また、電子契約を希望する場合は、落札決定後、「電子契約利用承諾書」を電子メールにより提出すること。
- (7) 契約締結の日までの間に次のいずれかに該当したときは、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
 - ア 要領第4項第1号、第2号、第4号、第5号又は第11号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - イ 高知市競争入札指名停止措置要綱(平成6年7月1日制定)(以下「本市指名停止要綱」という。) の規定による指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。
 - ウ 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - エ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - オ その他の事由により入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (8) 本工事の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。
- (9) 落札者は、契約締結までに平成23年12月26日付け「独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について」の中の誓約書(別記様式1)を提出すること。これがない場合は契約を辞退したものとみなし契約を締結しない。
- (10) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約締結までに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (11) 受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払によるいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。
- (12) その他の条件については、要領に示すとおり。

7 担当部署

高知市総務部契約課

住所 高知市本町五丁目1番45号(高知市役所本庁舎3階契約課)

電話 088-823-9416 FAX 088-823-9496

電子メールアドレス kc-050500@city.kochi.lg.jp